

**第 8 回 庄内南部地区合併協議会
議会議員定数等検討小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日（月）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第8回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

日 時 平成15年12月22日(月)午前10時58分～

場 所 鶴岡市中央公民館 大視聴覚室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 合併後の新議会の議員定数及び任期について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	櫛引町議会議長	菅原 元
副委員長	三川町議会議長	大滝助太郎	委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘
委 員	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	朝日村議会議長	進藤 篤
委 員	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	朝日村議会議員	井上 時夫
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議長	佐藤甚一郎
委 員	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	温海町議会議員	富樫 栄一
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一			

欠席委員 なし

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	本間 光夫
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功
調査計画主査	土田 宏一	調査計画係長	柳生 晃
調査計画主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	鈴木金右エ門		

1 開 会 (午前10時58分)

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 皆様おそろいでございますので、ただ今から第8回議会議員定数等検討小委員会を開会いたします。

2 あいさつ

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 次第にしたがいまして、初めに榎本委員長にごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 おはようございます。庄内南部の法定協も、昨年10月10日に設置以来、1年と2か月ほど経過をしてまいりました。その間、新市のまちづくり計画、あるいは2,500項目から3,000項目にも及ぶ調整項目について各市町村の事務方の皆さんが鋭意検討をなされて、本日午後から行われます法定協の全体協議会の中では新しいまちづくりの構想も姿が見えてくるんじゃないかなと、そういうところまでこの南部の法定協も1市5町1村の皆さんのおかげで進んでまいりました。

議員定数についても、第1回が3月27日に開催されて以来、本日で第8回目を迎えることになりました。これも各市町村議会の議長さんを初めとする議員の皆さんからいろいろ検討をしていただいて、新しい市の議員定数はしからば何人がいいのかということを各市町村議会からご検討いただいております。第8回を迎えたものですから、ぜひとも委員の皆さんから熱心にご検討をいただき、ぜひ集約をしてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくご協議のほどをお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。本日は大変ご苦労様です。

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 ありがとうございます。

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、引き続き議事に入らせていただきます。榎本委員長に議長をお願いいたします。

○榎本政規委員長 それでは、前回に引き続き合併後の新議会の議員定数及び任期について協議をいたします。

去る12月1日に、1市5町1村のすべての議会から議会としての議員定数及び任期について意思表示がありました。2自治体が原則、3自治体が定数特例、2自治体が在任特例ということで三つの案が出たわけではありますが、この三つの案についてそれぞれの背景となるご意見等をいただいて進めてまいったわけですが、三つの案については非常に開きがあるものですから、しからば定数特例を仮に考えたとしたら、各市町村議会で各市町村の議員の定数は、あるいは全体としての議員の定数ということをご検討いただきたいということで12月1日の議員定数等検討小委員会は散会しております関係から、その後の経過について各市町村議会から報告を受けたいと思います。

それでは、最初に、こんなことを申してはあれなんですけど、在任特例で意見集約

された議会からお聞きをしていきたいなと思います。委員長の独断で進行させていただきますので、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、最初に羽黒町議会さんのほうからご報告をいただければと思います。

○富樫栄一委員 おはようございます。羽黒町の富樫でございます。それでは、私のほうから羽黒町についての今回の定数特例についての報告をさせていただきます。

去る12月1日開催の第7回の南部地区合併協議会の議員定数等の結果を受けまして、定数特例とした場合、議員定数と、また選挙区制なのか、オープンなのかについて、12月の17日に羽黒町の第5回目の合併特別委員会を開催し、論議したところであります。結論から申し上げますが、定数特例の中身についての論議には、残念ながら至りませんでした。定数特例そのものに反対する意見が出されまして、その意見等について二、三報告させていただきますけれども、定数特例は町村部にとっては何らおかげがない。またもう一つは、定数特例はその配分方法に問題がある。またもう一つは、理屈に合わない定数特例には反対である。またもう一つは、定数特例は最悪の選択肢、折衷案であると、こういった意見が数多く出されまして、休憩を取りまして議員ロビーで協議をいたしました。なかなかその先には進めなかったということで、結論のない報告になりますが、どうぞご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上が羽黒町の一応報告とさせていただきます。

○榎本政規委員長 それじゃ、再度確認をさせていただきますけれども、今までの主張のとおり、在任特例ということになるという理解でよろしいんでしょうか。

○富樫栄一委員 その辺につきましては、前回の12月1日の検討小委員会において、定数特例について議論していきたいということでありましたので、その件のみについて議論をした結果報告でありますので、その辺ご理解をお願いします。

○榎本政規委員長 次に、それでは三川町さん、須藤委員さん。

○須藤栄弘委員 三川町です。本議会におきましては、合併後の新市における議員の定数、任期につきましては、従来より機構がまだはっきりしない段階であったものでありますから、新しいルールに乗るまでは在任特例ということを選択してきた次第であります。しかし、去る12月1日における構成市町村の議会の意見集約結果が出そろったことを踏まえまして、本小委員会の意見の調整を図るために定数特例を検討し、改めて適切な定数と選挙区の有無について特別委員会を開催いたしました。前回での本小委員会における提案や、あるいはまた法定協における識見者の意見等を重く受け止めまして協議をいたしました。議員からは種々の意見が出されましたが、まずはこの定数特例での意見集約となった次第であります。任期につきましては定数特例で、選挙区につきましては市町村単位の選挙区の設定ということになります。定数につきましては、法定定数の34に設定した場合の人口割における各市

町村の配分数を参考にいたしまして、全体で42名ぐらいの案でどうかなということで一応の方向性を出したところであります。

○**榎本政規委員長** どうもありがとうございます。一応定数特例で大体42名ぐらいと。なおかつ、選挙区設置ということで、選挙区の各市町村の議員の定数の中身まではまだ踏み込んでいないという考え方でよろしいわけですね。

○**須藤栄弘委員** 若干踏み込みましたけども、まずは現時点ではこの程度で。

○**榎本政規委員長** 意見交換は、すべての議会から報告を受けた後意見交換をしていきたいと思います。

それでは次に、定数特例で意見集約しました議会から、温海町さんからよろしいでしょうか。佐藤甚一郎委員さん。

○**佐藤甚一郎委員** 温海町では、かつてこの小委員会の中でも定数特例でありましたし、選挙区ありというこの基本的なところはずっと変わっておりません。前回12月の2日に再度町の合併特別委員会が開かれまして、その中でも定数ということが改めて確認をされました。

なお、数については、これは法定協の協議の中において決定されるものだというふうに、全体の空気としてはそういうことになりますが、ただその数については法定協の委員に一任をすると、こういう形になっておりますので、その数のことについては後ほどの議論の中で申し上げたいと思います。

○**榎本政規委員長** 温海町さんは当初から定数特例ということで意見集約されておりましたものですから、依然として定数特例であると。ただ、数についてはこの中で、今後議論の中でということでもありますので、ご了承願いたいと思います。

次に、朝日村さん、井上委員さん。

○**井上時夫委員** おはようございます。朝日村もこの前の委員会で定数特例ということで出しました。その後うちのほうも委員会を開いて、定数特例についてより踏み込んで協議を重ねました。定数特例のうちのほうは選挙区設定でということ意見が多かったですし、人数については、まずほかの市町はともかく、朝日村は複数、数で言えば2ないし3が出れるように、そして全体ではということでもありますけれども、これはちょっと一つの意見にまとめることができませんで、幅広くて大変申しわけありませんけれども、原則の34プラス1人ずつの41人から目いっぱい使ったの68までという意見が出ましたので、その後数について取り計らったわけですけども、この流れでぜひともうちのほう2ないし3の複数は入れてもらいたいと、それを主張されました。

なお、変則ではありますけれども、その配分の仕方にも、前の会議でどなたか言われておりましたけれども、うちのほうは土地がかなり広いもんですから、その面も何とか

配分の要素に入れることができないかなどの意見が出ましたし、きょうまだここで決まらなければ持ち帰らなければならないと思いますので、ひとつよろしく願います。

○**榎本政規委員長** 朝日村さんは定数特例で選挙区、できれば朝日村さんの議員の数は複数、2ないし3、なおかつ定数特例の議員配分のときには面積要件も加算、検討していただきたいという考えということであります。

続いて、藤島町さん、願います。

○**押井喜一委員** それでは、藤島町議会として、前回の検討小委員会の際、定数特例を選択すると、この方向でこれから検討するという事を申し上げました。定数特例を選択する理由といたしまして、庄内南部地区関係7市町村で合併した場合、その新市の議会議員の法定定数は34人なわけでございますが、人口10万人の鶴岡市と他の6町村が合わせて人口5万人という状況を考えた場合、設置選挙において6町村から選出される議員が激減するという状況にあるわけでございます。合併に対して各市町村、特に町民の不安をやわらげ、また新市のまちづくりがスムーズに開始でき、各市町村の住民の意思がそのまちづくりに反映できるようにするためにも、旧町村ごと確実により多くの議員が選出されることが望ましいと。こういった理由によりまして定数特例を選択した場合、最低でも旧町村からの議員、なおかつ複数議員を確保する上でも選挙区を設置いたしまして、地域間の均衡を考慮して選挙区別の定数を定める必要があるのではないかと、このように藤島としては取りまとめをいたしました。その後定数について議論をいたしまして、いろいろ選択肢あるわけですが、各市町村それぞれ原則における差によっては人口による議員数というものがあるわけですが、その数に基本的に各市町村2名ずつ加算をいたしまして、定員を48名にするということ藤島としましては一定の取りまとめをしたところでございます。以上であります。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。激変を緩和するためにも選挙区を設置し、なおかつ各議会複数以上ということで、34人を選挙区で割った場合の数プラス2名という考えでよろしいわけですね、各市町村プラス2名ということで。総体でそうすると48名になるということになります。じゃ、藤島町さんの考えはそうということでご了承願います。

続いて、榎引町さん、願います。

○**菅原 元委員** 榎引町では、この間の検討小委員会の後に、12月5日の日に全員協議会を開催いたしました。その席上で定数特例の場合の関係でいろいろと議論したわけですが、榎引の場合は原理原則オープンを主張しておりますものですから、やはり34名オープンだということで考え方が統一されております。なお、中には定数特例の場合とはということで様々意見を求めたんですけども、そういう中でもやはり新設合併であるからオープン選挙だということで榎引の考え方が出ましたけども、まぎょうの中でいろいろと協議されまして、また持ち帰って協議したいという話されて

きましたけども、まず34名のオープン選挙を櫛引町では主張していきたいということであります。以上です。

○榎本政規委員長 特別委員会等で検討したけども、櫛引町さんは当初から原則オープンということなんで、今後の展開次第では、きょうの委員会等の話し合いの中でまだ検討の余地はあるけども、現在は34のオープン選挙ということで、わかりました。続いて、鶴岡市さん、お願いします。

○本城昭一委員 私ども鶴岡市の特別委員会を12月3日と19日の2回開催いたしました、議員定数について検討をした次第であります。多数決として意見をまとめたわけではありませんが、大勢の方向としてずっと申し述べてきました34名オープンという原則は変えてはならんという委員の意向が強かったわけであります。ただ、定数特例についても検討するようにという委員長の指示でありましたので、そういう視点から検討したところでありますが、そういう場合であっても34名という法定定数を基本にして選挙区を設定して空白区をなくすべきだと、こういうのが一つであります。ただ、そういうふうにしますと、この資料にありますように1人という選挙区が出てくる可能性がありますので、これでは首長選挙と変わらないんじゃないかという、そういうことありまして、ここを複数の2名にするということで選挙区設定した場合、定数は39名になるのではないかと、こういうことあります。これについては、その辺までは共通の認識として参加できる数字ではないかなと、こういうことあります。そんなことで同意できる範囲だろうと。

ただ、もう一言申し上げますと、新設合併だとすれば、新しい市をオープン選挙として法定定数上限34人で新議員を選ぶ、これが住民に明確に説明できる、あるいは納得を得られるということ、そういう考えには変わりはないわけあります。ただ、やはり全体でまとめて前に進むためにはということで、今申し上げました原則の上に、選挙区、そして39人と、こういう話し合いになったということあります。

したがって、1番目としては法定定数上限34名のオープン選挙、2番目として法定定数上限34名の選挙区選挙、そして3番目として激変緩和も含めて空白区なしにするためにも39名での選挙区選挙、こういう話し合いになって、どれがという結論は出しておりませんが、ここまでの話し合いだったということを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○榎本政規委員長 復唱しなくてもおわかりだと思いますけども、鶴岡は34名原則が議会としての現在の主張だけども、ただ先ほど言ったとおり、34名オープンとすると議員がいなくなってしまう可能性も考慮にして34名の原則で選挙区を設置すると。ただ、それでも1名しかいなくなる町村が出てくるもんですから、その場合1名のところを複数にするまで議員定数を加算していくと39名になると、そういう選挙区設置したらどうかというようなご意見であります。

各市町村議会から意見が出ましたものですから、一応時間の許す限り意見交換をし

ていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。現在のところ、櫛引町さんは34原則オープン選挙ということですし、羽黒町さんからは定数特例については種々の意見があって定数特例そのものについての集約はできなかったということでありますもので、その辺も含めて皆さんの意見交換をしていきたいなと思いますので、お願いします。

○大滝助太郎委員　今回で8回目というふうなことでございますけれども、確かこの小委員会の出発の時点で一番先に議論になったのは、合併方式がまだ定かでない段階での議員定数というふうなこともあって、これはひとつ条件づきというか、前提条件があったわけなんで、これは多分私は、きょうの場合は順序が、後で協議会があってその4項目の中の方式が議論されるわけなんで、これはそちらのほうが先であれば問題ないんですが、やはりこの会合では当初から新設合併を前提にした会合だと、こういうふうな持ち方でやられてきたし、私もそういうふうに認識しているんですが、一応これ確認ですけども、そのことは変わりなくその前提でここまで進んでいるというふうに思いますけども、ひとつ委員長の確認をお願いしたいと思います。

○榎本政規委員長　合併方式につきましては、大分経過してきて各市町村議会ともいろんな意見が出てきているのかもしれませんが、私は今現在はこの1市5町1村の庄内南部の合併については当然新設合併だという前提の基にこの議員定数も議論すべきであろうというふうに考えております。現時点ではそういう考えで皆さんからご意見をいただきたいし、そういう検討をしていただきたいというふうに思っています。1年以上たって、今さら編入だとかなんていう話は全く考えておりませんので。

○大滝助太郎委員　結構でございます。

○榎本政規委員長　一応二つの自治体からは、原則ということで定数特例については論議していないと、あるいは定数特例は論議したけども、意見集約ができなかったということではありますが、そのほか鶴岡市を含めて定数特例をした場合にはこのぐらいの定数というような話が出てきたものですから、その辺についての皆さんのご意見等あれば、発表あるいはお話をいただければと思います。

○進藤 篤委員　今それぞれ市町村の考え方があったわけですが、その中で具体的に数字を示された中で、藤島町さんは原則プラス2名ということで、7市町村ですから14を足すと、これはまずわかりました。三川町さんの42名の根拠はどうなっているのかなということと、鶴岡市さんの定数特例の場合の39というこの数字、この根拠など、論議なされた経過などを含めてお知らせいただきたいと思います。

○榎本政規委員長　どちらからいきましょうか。三川町の須藤委員さん、よろしいですか。じゃ、三川町の須藤委員さんのほうから、42名の根拠ということであります。

○須藤栄弘委員 あくまでも出た案ということでございますが、42名の根拠でございますが、鶴岡を22名ということにしまして、残りを各町村に配分するというので、4町村に3名ずつです。4町村に3名ずつで12名、2町に4名ということで、人口が1万人を超えている藤島、温海あるわけですけども、これは4名ということで、残りの町村につきましては3名ということで、トータルで20名というような意見が出ております。

○榎本政規委員長 ちょっと確認します。鶴岡が22名、町村が、藤島、温海が4名、残りの4町村が3名と。

○須藤栄弘委員 はい。

○榎本政規委員長 それでは次に、鶴岡市さんの39名の根拠ということでありますので。

○本城昭一委員 先ほど言いましたように、34名という原則の定数でオープンということは主張してまいりましたけども、それでは前に進まないだろうと、こういうことで、いわゆる空白区をなくするという意味で34名の人口比の定数を各選挙区に当てはめると鶴岡が22であります。藤島町さん3、羽黒町さん2、櫛引町さん2、三川町さん2、朝日村さん1、温海町さん2と、34名の選挙区を人口比でやりますとこういうふうになります。ただ、先ほど言いましたように、1では首長選挙と変わらないみたいな感じ等も、ぱっとしないんじゃないかということで、この1のところを2にすると、そういう人口比を調整していった場合39になりますということで、鶴岡25、藤島3、羽黒2、櫛引2、三川2、朝日村2、温海町3と、これで39名になりますと、こういう提案があったわけでありまして。これは、あくまでも激変緩和でありますと同時に、私のほうの委員会ではどういう数字にしていっても人口比率を基準にして、これはきちっと守ってくださいということを私強く委員会からは申し入れがあったということで、こういう人口比率の配分になっているということであります。

ただ、朝日村さんだっただけオープンにすれば2人か3人当選する可能性もあるわけです。最初から選挙区にしますとそれを制約することになるんじゃないかという、そういう意見もありました。

以上です。

○榎本政規委員長 おわかりになったと思いますけど、34を選挙区設定すると22対3対2対2対2対2対1になるのに、それに人口比で加算をしていくと、これは人口比でいきますから、町村が1増えると鶴岡が2増えるんです。39までいきますと、35と6が鶴岡、37が温海、38が鶴岡、39が朝日という形で、人口比でいくと朝日が2になる数字が39という考えなんですけども、おわかりでしょうか。鶴岡の39はそういうことということで...

(何事か言う声あり)

○**櫻本政規委員長** あくまでも人口比率で加算をしていった場合そうなるということです。

○**菅原 元委員** 今鶴岡の話聞きましたけども、新設合併だということで考えれば、今の数字を見ますとやはりこれは吸収、編入合併だという感じになるんです。だからこそ原理原則で主義主張はきちっと言っていくと、そういうことでないと、今鶴岡市みたいに必ず人口配分だと、こう言われますから、やはり櫛引町では原理原則オープンだということの主張なんです。ですから、例えば基本4項目ですけども、仮に鶴岡市になったり、事務所も鶴岡とずっときた場合に、議員の数も人口比でいくとすれば、これは編入合併ありきになってしまうんです。それはやはり避けるべきだという櫛引の主張なんです。鶴岡市が例えばうちは22でいいですと、残りは郡部に大きく比例配分するならばまだしも、そうでないとすればやはり原理原則のオープンでいかないと、これは編入合併だと。表向きは新設合併だけでも、中身は全部あと編入なんだと、そういうことではだめですよということなんです。

○**本城昭一委員** この委員会で最初から人数と選挙方法を繰り返してきたのは鶴岡です。原則オープンということを繰り返してきたんです。それが前に進まないから、委員長の指示を受けてこの検討をした結果こうなったという報告です。ただ、先ほども言いましたように、原則オープンが第1番です。そのことには変わりありません。

○**佐藤甚一郎委員** 今数を決める場合に、私ども町村は町村なりの様々な考えがございます。鶴岡市さんは鶴岡市さんの様々な考えがあると思います。これは基本的なこと、あるいはその数をめぐっての理由というのは、それは100もあるし、200もあると、こう考えます。しかし、今感情的に考えられることは、やっぱり鶴岡市というものに、先ほど菅原委員からも申されておりましたが、編入されるという、そういう危惧を大変強く持っているわけです。しかもなお、範囲は極めて、これ面積というのがどれほどのものになるかはともかく、地域資源というものはそれぞれに拡大します。行政需要も拡大します。当然のことです。そうしますと、やっぱりそれらを代表する形での第1回目の選挙というのは、それはそれなりの特殊な事情に基づくものであってもしかるべきだと、私はそう考えます。

そうした中で、ずっと鶴岡市さんが言ってこられましたオープンを基本にしながらも、選挙区を設けてもそれはまず考えましようという、この考え方にまず一遍立ち返って私どもは物事を考えてみました。そのときに、鶴岡市さんは前回のこの委員会でも、私鶴岡市さんといろいろお話したんでありますが、その中ではやっぱり鶴岡市さんも合併をすれば人数は減るのは当然だというような考え方、これは私どもそれを念頭に置いております。そうしますと、鶴岡市さんは22という数字、議員数、これが基本になるのだろうと、はっきりそういう形で言ったことがあるのかないのかよくわかりませんが、私どもの見方はそういうことです。だとすると、議員の数町村

の場合は6町村合わせて相当の数が減るわけです。約100名在籍する中で、99人ですか、今いるのは。その中でどれだけ減るのかと、どれだけ減ればいいのかという、これは全く特殊な物の考え方かもしれませんけれども、そういう考え方もいたします。そうしますと、私どもはやっぱり原則に近い定数、このことを模索するという、そういう段階に入ってきたんだろうと考えました。

それで、数から言いますと、先ほど三川さんがちょうど私どもが大体そこら辺で落ちつくのかなというところをスパッと言ってくれましたから、私どもは最終的には鶴岡市さんの22、これを基本にして、周辺をそれに加えて総数を42にすると、こういう最終的な提案をしたいと思います。これは、温海町の提案でございます。

○**榎本政規委員長** 確認をさせていただきますけども、先ほど三川町の須藤委員さんが言われたような案で温海町さんも考えていきたいという考えでよろしいでしょうか。

○**佐藤甚一郎委員** はい。

○**榎本政規委員長** ほかに。

○**須藤栄弘委員** 先ほど申しましたけれども、議員の定数という大変難しいものだと思います。やっぱり一定の算出になる基礎とか、説明できる基本が必要だと思います。人口割によるということが当然基本になるかと思えますけども、私どもが出しました方向性につきましても全く人口割だけでは割り切ることができない要素が多くあるんじゃないかなと思っております。委員長も言われましたように、激変緩和あるいは地域住民の不安を解消していくということも必要だろうと思えます。あくまでも人口割というのは特例の中での私は参考だろうと、このように考えております。それで、まず現状を踏まえた主張であるということをご理解をいただきたいと思えます。

○**遠藤純夫委員** 櫛引のは先ほどうちのほうの議長が申し上げたとおりであります。ただ、ここの中で定数についてやはりこの34名という原則があるわけです。その中で、やはりもう一つ議論が足りないのではなかろうかというふうに思われます。それはどうということかと言いますと、この選挙を町村では1人というところはやはり不安、またできるものであれば2人ないし3人というのが、これは実態だというふうに思われます。しからば、原則の34をどう人数を、その辺の振り分けを今一つこの中でやはり論ずることも必要ではなかろうかというふうに思われます。ただ、定数特例何人というようなことでなしにして、34の中をどうその定数の中で、各町村で今不安に思っているところをどう解消していただけるかということも、やはりこの会議の一番の重要な問題ではなかろうかというふうに自分なりに思いますので、その辺を委員長はどうお考えになりますのか、ご見解のほどあればひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**櫻本政規委員長** 遠藤委員さんから問われましたので、私なりの考えを申し上げれば、私も原則34名のオープン選挙が、合併方式が新設ということであれば当然だろうと思っています。ただ、34の原則の中には、私はオープンと選挙区もあるのかなと。選挙区にした場合は22対12の数字も、これも原則の一つでないのかなと思っています。ただ、そうしたときに何度も私が申し上げておる激変緩和をどうするのかということをやっぴり真剣に討議して、今遠藤委員さん言われたような形で1市5町1村が一緒に合併をやっていく中で、たった4年とはいえ、その中で町村間によって格差のないような形を取っていくといった場合の議員の定数は何人にするべきなのかということに対して考えると、やっぱり町村の皆さんからのご意見をいただきながら定数特例でしかるべき数字を出していくのが筋じゃないのかなと。ただ、定数特例を使って43名とか、42名とか、あるいは50名とかでオープン選挙というような考えもあろうかと思えますけど、じゃオープン選挙をした場合に、逆に言えば定数で決めた数字よりももっと多い当選者が出るかもしれませんし、極端なことを言えば1名も当選できなかったということを見ると、我々議員だけが勝手にオープン選挙をやりますよと言って、町民の皆さんに最悪の事態を招くような事態は私は起こしてならんのかなと。そうすると、選挙区をせざるを得ないのかなというような考えは持っています。原則は34のオープン選挙だと思います。

○**大滝助太郎委員** それで、今委員長言われるのが基本だというふうに思います。ただ、先ほどの鶴岡市議会の発言は、ちょっと私は的を外れているんじゃないかなというふうに思います。ということは、やはり原則の34というのが、これがベースでございますから、全体で人数を増やすというのは、これは全く意味がない話なんで、結局先ほどから言われますように激変緩和といいいますか、いろんな特例措置を採るということは、やはり今まできた定数に対して1人とか2人とかということの緩和措置をどうするかということですので、分母のほうを全部増やしていけば、これは全く議員が自らそれを増やすということになりますので、やはり原理原則は34をベースにするということですので、これは鶴岡市さんには厳しい発言かもしれませんが、22は、これを動かすと結局自分方であんばいしたことになりますので、ここはもう変更しないということの前提に立って、それじゃどれだけの定数の増加を許容範囲というか、認められるかということが、これがやっぱり住民にとって説明できる数字だと思います。そうでないと、これ全体的に何人増やしていくかというふうなことは、これはやはり原則論からいうと全然違った数ですから、あくまでも原則にしたがって特例措置をどうするかということですので、34の原則にプラスする分というのは、これは全部に足してしまえば意義ないわけですから、大変きつくなるかもしれませんが、鶴岡市さんからはまず22で我慢をしてもらおうと。後の特例措置をどうするかということが基本にならないと、私はこの数は決まらないというふうに思いますし、これは外に対して私どもが説明できなくなるというふうに思います。まず、委員長の見解をお願いします。

○**櫻本政規委員長** 委員長の見解と言われましても、私も鶴岡市議会に在籍をしており

ますので、鶴岡市議会の考えを飛び越えた発言はできませんけども、鶴岡が22名から動かないという町村の皆さんの主張も私個人としては理解できるところでありますが、ただ鶴岡市の人口比割だというのも、議員の定数というのは人口比で原則の34のときに鶴岡22というのも人口比で割っているわけですから、じゃ人口比を飛び越えて何を換算要件にして定数を決めていけばいいのかというのは、非常に私自身も明快な答えを持っていません。ただ、朝日村さんの34を選挙区にすると1名しか議員が当選できなくなるということに対しては、それはやっぱりちょっと違うのかなという意見、考えは持っていますので、朝日村さんの人数をどう決めていくかで、例えば定数特例を使った場合の議員の定数というのはおおよそ決まってくるんじゃないかなとは思っております。鶴岡市議会を飛び越えた意見というのは、鶴岡市議会の議員の皆さんも傍聴席にいっぱいいるものですから、公式な場では非常に話しにくいところがありますので、この程度でご理解いただきたいと思います。

○**齋藤助夫委員** 今お話ありましたことにつきましては、鶴岡市の特別委員会としてもやっぱり基本的には定数の配分については人口比割と、そういう意見も大分出たものですから、こういう発表になったわけでございますけども、私羽黒町さんにお尋ねしたいと思っておりますけども、先ほどのご説明の中で定数特例については議論の余地もないといえますか、そういうお話、ご説明のようであったわけですが、その中で定数特例の配分方法、あるいは定数特例そのものについて理屈に合わないというような、そういう理由も一つあったと思っておりますけど、今も議論になりましたように定数特例としての議員の配分方法というものはやっぱりそれなりに人口比であるとか、激変緩和であるとか、そういうものを含めた定数特例の選択肢というものもあると思うわけでございます。正直な話私もきょうまさか従前のおり、大変失礼な言い方かもしれませんが、在任特例のお話は出ないんじゃないかなと思いましたが、羽黒町さんからそういうお話が出ましたので、今のこの配分方法、あるいは理屈に合わないという、例えば具体的にどういうことなのか、その点についてお聞きしたいと思いますし、今、前回も含めまして、うちのほうも、それから櫛引町さんも原則34のオープン選挙ということで主張というか、提案しておりますけれども、それは榎本委員長の提案でもありまして、定数特例でやるとしたらどういう人数配分でいいかと、そういうことでやりまして、今もそれぞれご質問等あったわけですが、羽黒町さんとしてはこれからも今お話なっているようなこういうテーブルに着けないといえますか、定数特例につきましてはかたくなにだめだとおっしゃるのか、その辺のところをもし差し支えなかったらお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○**榎本政規委員長** 羽黒町さん、意見ございますか。

○**山口 猛委員** 今質問ありましたが、私のほうもまずは前々回ですか、これは在任特例でいくと、こういうことで意見集約をしていたわけですが、しかし、12月の1日を受けて、定数特例についても各議会で議論をしてくださいと、こういうことでした。

まず1番は、私のほうの議会としては、新市の計画なんか、そういうものも全然見えないと、町民に議員として説明することもできないと、こういう先の見えない状況にまだあるわけです。そこで議員の定数をなぜそんなに急いで決めなければならないのか、こういうことが第1点疑問として議員の皆さんから発言をされました。もっと新市の計画やいろいろなもの、公共料金の関係とか、それが見えた段階でも議員の定数は遅くはないのではないかという意見も出されました。

そこで、定数特例を絶対だめだと、こういうことで言っているわけではありませんが、定数特例にするとすれば、結局定数の今議論になっております配分の問題、これも大変重要になってくるわけですので、先ほど人口割とか、プラス2人、3、4とかということがありましたが、これはやはり根拠のない定数を配分してはできないわけですので、中には原則を主張している議員もおりますので、そういった疑問が出されて、定数特例の話し合いは結論にいていないという状態で、全然だめだと、こういうことではありませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。羽黒だけ在任でいくとすれば同じテーブルに着けないわけですので、これは羽黒だけがどこまでも頑張っていくということでもないわけですので、その辺まずきょうは定数のことについて結論が出ておりませんので、発言はできませんが、こういった事情ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○押井喜一委員 藤島の議会でもまだいろんな意見があるのは当然であります。ただ、この検討小委員会の中で、在任と原則というような状況を踏まえて進むためには定数特例というものを念頭に置きながら各議会で議論と、そういうことで我々も対応してまいったわけでありまして、そういった意味でその基本的な部分をきっちりここで決めないと議論が前に進まないというか、私どもは前提として定数特例で設置選挙を行うということを踏まえて議論をしてきたわけですので、そういうことをまずきっちり決めなければならないのではないかと。今定数の数の問題もいろいろ案があるわけですが、その基本的な部分をきっちり決めた上でその配分というか、定数について議論すべきだと。ただ、藤島の場合は、いわゆる各町村部分の議員の激変緩和というふうなことを踏まえながら等しく2名ずつ加算ということで提案したわけですが、そういったことで定数特例でいくという部分をきっちり確認した上で議論しなければ、また同じような議論にしかならないというふうに考えます。また、確かに一票の格差ということは当然我々主張している部分ではあるわけですが、この合併という本当に重要な段階の中で、そういった一票の格差という部分も、旧町村単位での面積ですとかいろんな部分で、これはご理解いただける部分でないかなと。あくまでも人口比というだけ主張しては、我々今まで議論、主張してきたことが何にもならないというか、そういう部分になってくるんだというふうに思いますので、さらに議論が先に進むためにもこの小委員会で基本的な部分をきっちり決めていく必要があるのではないかなというふうに思います。あくまでも藤島では定数特例ということで議論を重ねて今までこういう結論を導き出したということですので、よろしくこれからの進め方をお願いしたいというふうに思います。

○須藤栄弘委員 この定数特例につきましては、検討してほしいというのは確か2回目だったと思います。本町におきましては、最初的时候は全然議論にはなりませんでした。これは報告済みでございます。今回につきましては、何もすんなりこの方向性ということについての検討でなくて、やはり従来どおりの在任でいくべきだと、あるいは在任が無理であれば原則にしたほうがいいと、あるいは合併そのものに反対、いろんな意見が出たわけですが、今回ここで本小委員会から提案されているということを重く受け止めていただきたい、そういうことです。やっぱりこれはこの中で協議していくわけですので、お互い協調性を持っていかないと、どなたかも言っていましたが、前に進まないということだろうと思います。そんなことで、意見の方向性を出すまでには本町においても意見が百出とはいかなくてもいろんな意見があったということを申し添えたいと思います。

○富樫栄一委員（温海町） さっき委員長の見解ということで、一市議会議員、それから議長という肩書につながるんで、私案を発表していただいたと。それには、私も最初から主張しております人口の少ない朝日村さんを非難するわけじゃないんですけども、基盤整備するときもちっちゃな百姓を横綱にして座らせないと進まない、そういう経緯もあるもんですから、今回はさっき委員長が朝日村さんの定数を2人あるいは3人と発表したということはやはり進んでいるんだなと理解しました。やはりこの辺を、鶴岡市さんが22名をそのままにして、そして先ほどうちの議長申し上げましたとおり、42名を定数にした場合、やはり22対20になればある程度まで均衡が取れるのではないかと。これもただ4年間です。その辺をやはり鶴岡さんが大人になっていただきたいなと、こういう考えです。

それから、朝日村さんのほうは広大な面積持っています。これも税金も相当払っています。やはり今自然を大事にするというのは、高速道路であってもイヌワシーつがあるために工事がストップするんです。人口が多くても、国の収用でブルドーザーで道路できるんです。その辺も考慮しながらやっていただきたいなと、そういう意見です。

○榎本政規委員長 ほかに。

○本城昭一委員 いろいろ出た意見に反論するつもりはありません。ただ、私は当初から七つの市町村が一緒になろうとする場合には、やはり原則を貫かないとなかなかまとまらないと。特例を言い始めたら、これは七つあるわけですから、なかなかそれはまとまらないんじゃないかという前提で基本、そして議員定数というのは自治法でも人数で決まっているんです。面積とか産業の内容で決まっているわけじゃありません。そこに住んでいる人数で、人口で決まっているんです。こういう原理原則を貫かないとこの合併は進まない、という前提で私は原則論を申し述べてきたわけでありませう。このことには変わりないんです。ただ、それに各町村の方々から、それじゃ激変緩和ならないと、空白区もできると、こういうことでの原則に対する反対がありましたので、今特例の検討をしているわけです。そのことについて、対等と言いながら、

鶴岡は大人になって泣けと、自分のほうにもっといっぱいよこせと、こういう議論には我々乗れない。これだけははっきり言うておきます。原則を貫く限りはこのことには乗れないということであります。これは、持ち帰って我が議会の委員会で、いいじゃないかと、もっと大人になれと、こういうことであれば私も大人になりますけども、これまでの流れからいけばそういうことだと。だから、原理原則に持っていけばあまり混乱は起きないんです。住民に説明ができないと言っていますけども、これは当選した議員の説明責任です。そういう意味で、選挙する前から住民の不安を解消するためにということじゃなくて、当選したら住民の不安を解消するために努力すると、これが議員の役割なんですけど、34人であろうが、39人であろうが、48人であろうが、これは努力しなけりゃ意味がないんで、そういうことでむしろ問題を混乱させないためには、私は全体をオープンの選挙区にして法定の上限でやると、これが最も前に進む原則だと思います。この原則は最初から申し上げてきておりますけども、しかし七つが仲よく一緒にやっっていこうということですので、私は落とすところを提案したつもりなんですけども、それが非常に鶴岡のわがままだと、こういうことであれば原則でやっていただきます。そういうことです。

○**榎本政規委員長** 今いろいろ意見交換をされたわけですけども、今の話でちょっと元に鶴岡市戻りましたけども、少なくとも定数特例を検討の視野に入れるということは鶴岡市さんも意見表明をしているわけなんで、じゃ定数特例を視野に入れて検討をしてこれでまとめていけるのかいけないのかというところに進むんだと思うんです。その場合、今定数特例については結論の出ない櫛引町さんと羽黒町さんが、羽黒町さんからは山口議長さんから今検討されない、検討できない理由というのありましたけど、まちづくりとかいろんな姿が見えてこないから検討がなかなかできないんだということもこれ確かにあるのかもしれないんですけど、合併そのものについて、私はいつになったら合併後の姿というのが完全に出てくるというのは、これは合併した後も3年たっても4年たってもきちっと姿というのはすべてが統一した形はできないんだらうなど、だから産みの苦しみを味わうんだらうなどと思っていますので。ただ、この2町について委員長から申し上げれば、定数特例について検討の余地があるのか、検討していただけるのか、先ほど藤島の押井委員さんから言われたとおり、定数特例について、いや、全く定数特例は検討の余地もないですよということになれば、あとこの小委員会についてはすべての話が原点に戻ってしまうと、12月1日に戻ってしまうという形になりますので、その辺櫛引の委員の皆さん、あるいは羽黒の委員の皆さん、持ち帰って検討の材料になるのかならないのか、今以上のことは進まないのかということについて、個人的な見解でも結構ですので、お話しをいただければと思います。

○**菅原 元委員** 今本城委員さんから話ありましたけども、例えば定数特例でいった場合に、人口比割、このことを鶴岡市さんは想定しないで、例えば先ほど郡部の委員の皆さんから言われておる鶴岡市はあくまでも22を上限にしていいですと、このことが言えるのかどうか、そのことがやはり定数特例についての話し合いの余地があるかないか、そのことだと思っんです。いや人口比割だと、あくまでも人口比割の人数で

いくとすれば、鶴岡市も22から上に上がるし、ほかの郡部も1ないし2上がるんだと、そういうことになるのかどうか、その点鶴岡市があくまでも人口比割を主張していくのか、それを下げてもいいのか、その点はどうなんですか。

○**榎本政規委員長** いいですか、鶴岡市さん。

○**本城昭一委員** 鶴岡市を22という34人のときの選挙区の定数に固定して、他の町村は増やさないとい、こういう提案だろうと思います。気持ちはわかりますが、私はそれに今ここでイエスという答えは出せないと思います。これは、私のほうに特別委員会がありまして、その議論の中でやっぱり原則は貫けという叱咤激励を受けてここに来ていますので、そんなことで帰って皆さんに、やはりまとめるためにはそういう提案はどうだろうか、こういう相談は早急にしなきゃならんと思いますが、今この場で、はい、わかりましたと言うわけには残念ながらないのがありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 櫛引町さん、よろしいですか。

(何事か言う声あり)

○**榎本政規委員長** そうです。定数で問題はここまで来て、1市5町1村、7市町村の中で、いや、定数に踏み込んででもいいですと。人口比とか面積割とかいろんな換算要件はあるのかもしれませんが、少なくとも五つの自治体では定数特例についても検討してある程度の数字が見えてきたという段階で、櫛引町さんと羽黒町さんがそこに踏み込めるのか踏み込めないのか、いろんな考えはあると思います。人口比というところあるし、あるいは面積比、それから激変緩和なんだから鶴岡市が22名で止まれという話もあると思うんです。そういう話も含めて2町の議会でこの検討をしていたただかないと前に進まない。これは、定数特例ありきじゃなくて、定数特例にした場合にこういうことも考えられますというような考え方を、だから各町村で、例えば藤島町さんで48名で決めてきた。これがすべてじゃ48名で決まるかということではなくて、39から48までの数字が出てきています。その辺も含めて検討できるのかできないのか、できないとすればこの話し合いはいつまでたってもこれからは進まない。今一つ鶴岡市に投げかけられたのは、人口比だけじゃないんだということで、それも検討してくださいということで、本城委員がじゃ持ち帰りますということの話になっているわけで、その辺を含めて両町の委員の皆さん、ご意見あればお願いしたいと思うんです、そこが一つの今度はステップになってきたのかなと思っていますので。櫛引町さんの34原則と言われるの私も鶴岡市の議会ではそう言っていますので、それが一番新設原則というのはルールだと思いますけども、それでは話し合いが進まないという現在の状況において、両町から一步前向きの検討をしていただくという方向性が出てくるのかです。

○菅原 元委員 それで、前回の合併協議会の中で榎本委員長が個人的な意見ですけども、議会の数が定数特例に譲ったから後は譲れないという、そういう発言もしたわけですけども、そういう発言になりますと、新市の名称の決定の仕方、あるいは事務所の関係等々あるわけですけども、そういう関係等も一緒に考えられるものですから、例えば櫛引町ではそういうことでなくて、やはり新設合併だからそういう議員の数もみんなして考えるんだと。おれはこれを譲ったから後は全然だめですと、そういうことではやはり困るんだということです。

○榎本政規委員長 それは私も十分わかります。だからこそ私らも当初から話していたとおり、新設原則というのであれば名称についても、鶴岡市としては考えませんが、公募でもいいですというのはあるんです。ところが、個人的な考えで私個人として、新設原則がどうもこの法定協の中では1対6の構図になっているようなところがあるものですから、鶴岡は新設から動きません、それから議員定数についても34から動きませんというのは、それはもう鶴岡市として本城委員長が言っていることなんです。これを譲ったからこれは譲れませんという、そんな感覚のものじゃなくて、だから町村の皆さんが議員定数に関して言えば一体、櫛引町さんなら櫛引町さんが何人あれば将来的に、たった4年間ですけども、4年間櫛引町の意見反映をしながら新市の中で取り組んでいけるかということ、例えば定数特例を使った場合はどうなんでしょうという提案をさせていただいたんで、それが一つ譲ったからこれは譲れないなんてことは私個人的には言えませんし、鶴岡市議会に持ち帰って本城委員長さんが特別委員会でお話して鶴岡市の意見をまとめてくるという形になるんだと思うんです。

○菅原 元委員 それで、きょうの会議を受けて、26日にまた全員協議会が開催されます。そこできょうの内容を報告しますけども、櫛引町も以前から定数特例という意見の方もおりますし、これは全然この問題に乗れないということではないと思います。ただ、新設対等合併であるから、やはり我々の主張は主張としていかなければなりませんので、まず議員の数は34名だと、そしてオープンだということを言っているのであって、全然定数特例の場合に乗れないと、そういう話ではないと思います。

○榎本政規委員長 羽黒町さん、どうですか。

○山口 猛委員 今も少し議論になっております内容はわかりませんが、やはり私のほうは原則と在任と、在任が若干多いわけですので、そういうことになっております。しかし、この間議論してくださいということで委員長から言われましたので、議論いたしました。結果的にまとめることできなかったわけ。きょう傍聴席にも羽黒の議員の方大分来ておりますので、きょうのこの会議の事情はご理解いただけるものと思っておりますので、次回の羽黒町の議会の特別委員会を開催をして定数についても方向性を見いだせるようにやっていきたいと、このように思います。

○榎本政規委員長 両町とも定数特例に全く踏み込まないという考えではないようです

ので、じゃ定数特例をやったから必ず定数特例でこの議員定数を決めていくという独断的な考えも持っていませんので、ただ、皆さんから今いろんな条件、定数特例をした場合の人口比、あるいは面積比、あるいは激減緩和等々のご意見があったものですから、その辺をもっともっと論議を尽くしていきたいと思えますけど、その他ご意見ございませんでしょうか。

○**榎本政規委員長** なければ、委員長として非常に力不足を感じておりますが、ただ2町についてまだ定数特例についての明確な形が出てこない段階では、今ここで意見集約をしてこう決めるというわけにもいきませんし、鶴岡市さんに問われた人口比だけで物事を考えていったら新設対等にならないんじゃないかと、あるいは激減緩和に対応できないというようなことも投げかけられておりますし、定数特例を採用した場合の数字というのは39から42、48までの数字が出てきておりますので、なおこの辺も参考にして櫛引町さんなり羽黒町さんからもなお一層ご検討いただくということで再度踏み込んで、数字まで出てきているもんですから、その辺も含めて各市町村議会で検討いただくことにして、大変委員長の力不足できょう集約することできませんでしたが、再度持ち帰りをいただくことでよろしいでしょうか。

○**押井喜一委員** 先ほども申し上げましたけども、定数、数そのものについてはいろんなご意見があって、我々も主張いたしましたけども、ただ基本的に定数特例を、しかも各地域、そういったところを配慮して選挙区選挙と、最低限度ここを基本にしてこれからの意見集約を図っていくという部分を確認しないとうまくないのではないかと。まだ鶴岡市議会では原則というようなことで主張をされていますけども、我々としてもいろんな議論を尽くして、じゃこれから議論を進める上でこの定数特例ということで検討しようということやってきましたので、そういう意味で各町村、市議会含めて基本的にこの定数特例というものを考えた上で議論を進めていくというところをやっぱり確認しないと、なかなかもう議論がいつになってもきょうと同じようなことになるのではないかとということで、ある程度基本的な部分だけ集約をしたということにしたい。そうしないと、先ほど言ったようにまた何回やっても同じということになりますので、その部分よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○**本城昭一委員** きょうで8回目ですか、住民も大変注目をしているわけですが、一歩も前に進まない会議を何回も繰り返しているということであっては私はならんと思います。そういう意味で、今押井委員さんから提案がありましたように、定数特例の方向を確認しつつ各市町村で改めて深く広く検討すると、このぐらいのまとめ方をしておかないと会としての意味がないのではないかなというふうに思います。

ただ、藤島町さんからは48名という提案がありましたが、これでいくと鶴岡30名になります。いろいろ議論して28名まで減らしたわけですから...

○**押井喜一委員** それは違います。

○榎本政規委員長 違う。

○本城昭一委員 鶴岡を除いてですか。

○押井喜一委員 いや、各市町村に2名。

○榎本政規委員長 そうそう。

○本城昭一委員 市町村でしょう。

○押井喜一委員 そうそう。

○本城昭一委員 そうすると、24名になると、こういうことですか。

○榎本政規委員長 そうです。

○本城昭一委員 それじゃいいわけです。これそのまま単純に足すと30名になりますので。そういうことで、今藤島町さんからも提案ありましたが、定数特例をもっと深く、そういう方向性を一応確認しながらもう一度各市町村で深く検討して、次回はやっぱり一定の方向性を出していくというその程度までの確認をしないと、これまでの会議を重ねてきた意味がないのではないかなと、こんなふうに思いますし、鶴岡も先ほど提案ありましたことも含めて真剣に定数特例を検討したいというふうに思います。

○榎本政規委員長 ちょっと委員長の不手際ですけれども、じゃ定数特例で今現在話をされている論議というのは、私は選挙区を設置して定数特例を採用するという考えで進んでいると思います。そういう形で、もう意見の出ているところもあるかもしれませんが、再度各市町村議会に持ち帰っていただいて検討をしていただくと。先般の12月1日のこの検討小委員会でも申し上げておりますが、既に回答期限が過ぎておりますものですから、来年の1月の中旬までには全体法定協のほうに回答を提出するというに皆さんから意見の一致をしていただいております関係上、どうしても年末年始にかけて大変忙しいときであろうかと思っておりますけれども、各議会とも検討いただいて、次回まで少なくとも各議会の主張する数字というのを出していただければと。ただ、その時点ですべてが決まるというようなものではありません。現在でも39から48になっています。2町議会においては踏み込んで検討していただくということはお願いを申し上げましたが、必ずしもそれが踏み込んで数字が出てくることまで強制はできないと思っています。確かに出したところから見れば、頑張ってくれというのはあるかもしれませんが、少なくとも強制して数字を出してくださいとは言いが切れないところがありますが、今押井委員さん、本城委員さんから言われたとおり、定数を採用することイコール選挙区にならざるを得ないのかもしれませんが、各市町村の数及び総定数についてご検討いただくということで次回までお願いを

したいのですけども、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**榎本政規委員長** それじゃ、そういう形で、大変年末年始で忙しいかと思えますけども、そのように各議会ともお願いを申し上げたいと思えます。

それでは、時間も大分過ぎておりますので、次回についてはいつごろがよろしいでしょうか。ちなみに、鶴岡市議会は1月の7日に合併検討特別委員会です。

じゃ、事務局、何か考え持っていますか。次の全体法定協はいつですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 次回の法定協議会の予定でございますけれども、一応事務局案ということで1月の18日、日曜日になりますけれども、2時からということで考えております。

○**榎本政規委員長** 2時から、場所はどこですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 羽黒町さんでございます。

○**榎本政規委員長** 羽黒町さんですか。18日までの間に各市町村議会検討できますでしょうか。ただ、法定協がその日あるとなれば、私どもも一応1月中旬ごろまでという話をしていますので、なおその法定協である一定の集約をした考えを申し述べていきたいと思えますので、18日の午前中でよろしいですか。各町村議会よろしいですか、18日で。

(何事か言う声あり)

○**榎本政規委員長** その日2時から法定協だとすれば、どっちにしたって集まらなければならぬ...

(「時間をもう少し早くしてください。」という声あり)

○**榎本政規委員長** それじゃ、10時からにしましょうか、18日10時から。事務局のほういいですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 場所等についてご確認させていただきまして、ご報告させていただくようなことでお願いしたいと思えますけれども。

○**榎本政規委員長** 必ずしも羽黒町さんで法定協やられるから我々も羽黒町さんということだけでなく、お昼の関係もありますので、いつもいつも議員だけがというような話もちらっと聞こえてきていますので。だから、お昼は自前でというような考えにな

ったときにはすぐ近くに食堂とかあるところのほうがいいのかもかもしれませんし、その辺も含めて、18日10時からと時間だけ確認して、場所等については私と事務局で確認させていただいて、連絡させていただく方法でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**榎本政規委員長** それでは、次回1月18日10時から第9回の検討小委員会をやりたと思いますので、場所については後でご連絡申し上げます。

大変自らの身分を自分たちで決めるし、自分たちの後ろには議員という同僚の皆さんがいますので、非常に厳しいことの責任を負わされている委員の皆さんであろうかと思えますけども、議員の定数を議会が、各市町村議会の代表の皆さんが決められなかったということのないような形で、私もこれから一生懸命各町村の皆さんと懇談してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

4 その他

○**榎本政規委員長** 事務局から何かありませんか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 午後2時からこの会場で合併協議会が開催されるわけでございますけれども、昼食を用意してございますので、2階のほうに一たんお上がりくださるようお願いいたします。

○**榎本政規委員長** それから、委員の皆さんから何かご意見等ありましたら。

5 閉 会(午後0時25分)

○**榎本政規委員長** なければ、それでは以上で第8回の議会議員定数等検討小委員会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。